

仕 様 書

第1 委託件名

令和元年度ユニークベニューの周知に係る広告掲載業務委託

第2 委託目的

MICE開催に伴う都内ユニークベニューの利活用を推進していくためには、国内外の主催者等に対して、効果的に魅力をPRしていくことが必要である。都内ユニークベニューの魅力や活用方法を幅広く発信するため、多様な紙媒体およびオンラインのメディアを活用した広告掲載を展開していくことで、都内のユニークベニューを活用したMICE案件の増大を図ることを目的とする。

第3 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年（2020年）3月31日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下、財団という。）の指定する場所

第5 委託内容

（1）全般について

- ア 受託者は、第3に掲げる目的に基づき、国内外の主催者等の視点を十分に取り入れ、東京のユニークベニューの魅力が的確に伝わるように、以下にあげる広告媒体に広告を掲出することとする。
 - （ア）日本国内向けの雑誌媒体
 - （イ）日本国内向けのオンライン媒体
 - （ウ）海外向けの雑誌媒体
 - （エ）海外向けのオンライン媒体
- イ アの（ア）～（エ）については広告の原稿やページデザインも含めて制作すること。なお、写真の撮影を含めた取材費用も本件の委託料に含むものとする。
- ウ アの（イ）・（エ）のオンライン媒体については、最も効果的な露出となるよう広告の内容、広告表示回数、目標とするサイトへの誘導数、視聴回数等を検討すること。
- エ アの（ア）～（エ）以外にも効果的な媒体・手法等があれば提案し実施すること。
- オ 広告の内容については、年4回開催されるショーケースイベントを中心に上げつつも、ユニークベニューワンストップ総合支援窓口やユニークベニュー紹介ウェブサイト、各施設で開催された過去のイベント事例についても取り上げる。
- カ 最終的な掲出媒体と回数と時期については、財団と相談の上で決定すること。
- キ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。
- ク 業務の詳細について財団と協議の上決定し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- ケ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。
- コ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- サ 東京都や財団が令和元年度に別途実施する事業との有機的な連携を確保し、綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。

(2) 日本国内向けの雑誌媒体への掲出について

ア 業務内容

今年度、年4回開催されるショーケースイベントを題材に、ユニークベニューパンフレット・ウェブサイトに掲載された施設とイベントを記事広告で紹介する。

イ ターゲットと言語

ターゲットは、MICE・ビジネスイベントの主催者（今後ビジネスイベントを開催しうる潜在的な主催者を含む）とする。言語は、日本人向けの媒体については日本語、在日外国人向けの媒体については英語で作成するものとする。

ウ 掲載期間

年4回開催されるショーケースイベントのうち、3～4回程度を記事広告の形で取り上げることとする。各回に掲載する雑誌媒体は1媒体程度とする。記事広告はショーケースイベントの終了後2か月以内とし、かつ本事業の履行期間内に掲載することとする。

(3) 日本国内向けのオンライン媒体

ア 業務内容

今年度、年4回開催されるショーケースイベントを題材に、ユニークベニューパンフレット・ウェブサイトに掲載された施設とイベントを記事広告で紹介する。

イ ターゲットと言語

ターゲットは、MICE・ビジネスイベントの主催者（今後ビジネスイベントを開催しうる潜在的な主催者を含む）とする。言語は、日本語で作成するものとする。

ウ 掲載期間

年4回開催されるショーケースイベントのうち、3～4回程度を記事広告の形で取り上げることとする。各回に掲載する雑誌媒体は1媒体程度とする。記事広告はショーケースイベントの終了後2か月以内とし、かつ本事業の履行期間内に掲載することとする。

(4) 海外向けの雑誌媒体への掲出について

ア 業務内容

今年度、年4回開催されるショーケースイベントを題材に、ユニークベニューパンフレット・ウェブサイトに掲載された施設とイベントを記事広告で紹介する。

イ ターゲットと言語

ターゲットは、MICE・ビジネスイベントの主催者および主催者から依頼されて企画するイベント業者等とする。言語は英語で作成するものとするが、より効果的な媒体および使用言語があれば提案すること。

ウ 掲載期間

年4回開催されるショーケースイベントのうち、1～2回程度を記事広告の形で取り上げることとする。各回に掲載する雑誌媒体は1媒体程度とする。記事広告はショーケースイベントの終了後2か月以内とし、かつ本事業の履行期間内に掲載することとする。

(5) 海外向けのオンライン媒体への掲出について

ア 業務内容

今年度、年4回開催されるショーケースイベントを題材に、ユニークベニューパンフレット・ウェブサイトに掲載された施設とイベントを記事広告で紹介する。あわせて、財団で運営しているユニークベニューウェブサイトやユニークベニューワンストップ総合支援窓口等を紹介するイメージ広告を掲出する。

イ ターゲットと言語

ターゲットは、MICE・ビジネスイベントの主催者および主催者から依頼されて企画するイベント業者等とする。言語は英語で作成するものとするが、より効果的な媒体および使用言語があれば提案すること。

ウ 掲載期間

記事広告については年4回開催されるショーケースイベントのうち、2回程度を記事広告の形で取り上げることとする。各回に掲載するオンライン媒体は1媒体程度とする。記事広告はショーケースイベントの終了後2か月以内とし、かつ本事業の履行期間内に掲載することとする。

イメージ広告については、9月までに、海外向けのオンライン媒体に広告の出稿を完了させた上で、令和2年(2020年)3月31日まで掲出を行う。

第6 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙1「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4で作成し紙5部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は財団と協議のうえ決定する。

第7 作成物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て財団に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「7 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者と

の間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

第8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第10 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第11 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者は財団であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 別紙3「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の内容を遵守すること。
- (5) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。